

福島県環境審議会委員の公募について

福島県では、県内の環境保全に関する基本的事項を調査審議するため、知事の附属機関として、福島県環境審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。

審議会では、県民の皆様から幅広く御意見をお聴きし、県の施策に反映させるため、下記のとおり委員の一部を県民の皆様から募集します。下記条件を満たす方であればどなたでも御応募いただけます。

環境に関心のある多くの方からの御応募をお待ちしています。

1 募集人員

1名

2 任期

令和8年9月1日から令和10年8月31日まで（2年間）

3 応募資格

次のすべての条件を満たす方とします。ただし、国又は地方公共団体の議員及び公務員を除きます。

- (1) 満18歳以上（令和8年9月1日現在）であること。
- (2) 県内に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 環境保全、環境問題に関心があること。
- (4) 年数回開催される審議会に出席できること。（令和8年度は4～5回開催予定）

4 応募方法

次の書類を下記の【応募・問合せ先】まで郵送、電子メール又は持参により提出してください。

- (1) 応募申込書（別紙様式）
- (2) 作文（800字以内、様式自由、氏名記入）

テーマ「私が提案する福島県の環境施策」

※ 応募書類については返却しませんので、御了承願います。

※ 持参される場合は、土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分までの受付となりますので御注意ください。

5 募集期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月31日（金）まで（必着）

6 選考方法

選考は、応募申込書、作文及び面接により行います。

- (1) 第1次選考（応募申込書、作文）
- (2) 第2次選考（第1次選考を通過した方の面接）

面接は令和8年8月上旬を予定しています。会場等の詳細については、第1次選考結果の通知の中でお知らせします。

※ 応募にあたって要する費用（郵送代や面接に要する交通費等）は支給しませんので、御了承願います。

7 その他

- (1) 審議会に出席した場合は、報酬（勤務1日につき9,200円）及び旅費（福島県旅費条例に基づく旅費額）をお支払いします。
- (2) 審議会は、原則として公開で行い、委員の氏名や発言内容についてホームページ等で公表します。

【応募・問合せ先】

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（西庁舎10階）

福島県生活環境部生活環境総務課

電話 024-521-7156

電子メール seikatsukankyous@pref.fukushima.lg.jp

ホームページのURL（生活環境総務課ホームページ）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/kankyosingikai-kobo.html>